

外務省

1. パスポート取得手数料の減免、手続きの簡素化について

日本人の海外旅行者数は2,000万人の目標達成に向け、官民一体となった取り組みを推進しているが、2012年度をピークに漸減傾向となっている。国際社会での相互理解にもつながる海外渡航機会を減らさないためにも、パスポート取得手数料の減免などの海外渡航優遇施策に取り組まれない。

(具体的検討項目)

- ① 12歳未満に適用されている旅券発給手数料の減額措置を25歳未満まで引き上げ。
- ② 10年有効旅券の発給対象年齢を、20歳以上から16歳以上に引き下げ。
- ③ 本人が申請した場合の即日発行。
- ④ 窓口の受付・交付時間や場所の拡充。
- ⑤ パスポート申請・更新手続きの簡素化

【回答】

12歳未満の申請者の方に発給される一般旅券については、有効期間が5年の一般旅券となっていて、手数料については全部で6,000円となっています。これは国に納付していただく手数料が4,000円、都道府県に納付していただく手数料が2,000円という形になっていて、12歳以上の申請者の手数料よりも5,000円減額されているというのが実態です。そもそもこの5,000円減額されている経緯についてご説明申し上げますと、平成7年までは親の持っているパスポートに子どもを併記することができたという制度があり、旅券の併記の制度と呼んでいますけれども、その併記の制度の国際標準がどんどん変わっていますので、それに応じて平成7年に廃止され、その際に12歳未満の年少者の方を抱えている家庭の負担とを勘案して、ほか、公共交通機関である鉄道運賃等の例などを参考にした上で、有効期間が5年の一般旅券の当時の手数料を半額に定めています。そういった事情であり、手数料を減額するということになると、旅券手数料自体は旅券法という中で定められており、都道府県の手数料については政令になり、いずれも改正しなければならないので、それを12歳未満から変更すると、25歳未満なのか、20歳未満なのかというのは議論があるかと思うのですが、現行制度からというのと、対外的に説明し得る公平で合理的な理由というものを求められ、旅券課としては、なかなか難しいと考えています。

二つ目の検討項目として10年有効旅券の発給対象年齢を20歳以上から16歳に引き下げについては、パスポートはもちろん海外に渡航する際に持って行く身

分証明書であり、国籍が明記され、写真に写っている本人がその名義の本人であるということをきちんと対外的に、国際的に、どこまで出て行ってもおかしくないよと証明するという身分証です。一方、年少者につきましては、年齢経過につれて容貌等の変化というものがあり、年少者に10年旅券を発給した場合、10年後に容貌が随分変わっている方が多いのではないかと、その場合、旅券に写っている写真との本人確認で、日本を出国する場合は特に問題はなくても、渡航先で例えば「写真と随分容貌が違っている」「それは10年前の写真です」という話になると、トラブルがということも否定しきれないので、現在10年旅券というのは20歳以上の方というのを一つの基準としています。国際的な標準というものから考えますと、16歳以上の引き上げというのは難しいと考えている。

次に本人が申請した場合の即日発行について、予定の発給日数・時間については、いろいろ各方面から個人レベルでも当課に寄せられている要望の中でも多いのですが、旅券の発給事務というのは、作成も含めて外務省旅券課で作成しているわけではない。都道府県の法定受託事務という形で旅券発給の申請の受付をし、旅券を作成して、それを交付するというプロセス。すべてこれらを各都道府県に委託しているところです。いただいてから即日発行となると、時間がタイトというのがあり、特に現在は、年間でパスポートは昨年330万冊あり、東京、神奈川、大阪、愛知といった大規模に発給するところだと、なかなかそれを1日だというのは難しいという事情があります。ただ、そこは杓子定規に、1日ではできない、3日というふうに決めているかということ、そこは必ずしもそういうふうにはしておらず、もちろん行政手続法という法律の中で旅券発給の標準処理期間というものを定めています。定めるというか、我々のほうとしてはこれぐらいですよという形で都道府県に示させていただいているのですが、それは大体概ね6日間。これには申請日と交付日を含んでおります。閉庁日は含まないということとで6日間としてお示ししつつ、その上で都道府県のほうで適当と認める期間という形で発給していただいている形です。もちろん6日といっても、そんなに長くかけていられないというケースがありまして、例えば海外でご親族の方が事件事故等に遭遇された場合に至急渡航しなければいけないというケースがあります。そういったケースにつきましては、人道的なケースとして緊急渡航の必要を認めた場合には、通常よりももちろん短い期間で処理することも認めていますし、外務省としてもそれが休日であっても、あるいは夜中早朝であっても、そういった連絡を受けた段階で、どういったタイミングで発給させていただくのがベストなのかというのを即時に各都道府県とそこは連絡を取りつつ、発給させていただく形で努力させていただいています。あくまで参考としての情報になりますけれども、実は早期発給というのを制度としてやっている都道府県が中にはありまし

て、広島県と岡山県などは別途手数料をいただいた上で3日間で発給するという制度をつくっているようです。これは条例に基づいて制度をつくられているようですが、それでもなかなか即日というのは事実上難しいということです。突き詰めて考えると、やはり最初に申し上げたとおり、本人を確認する国際的な身分証という性質がありますので、いい加減なものであってはならない。パスポート自体はきちんとご本人であるのかどうなのか、本当に間違いなく正しい旅券が発給されているのか、何重にも何重にもチェック・審査をした上で交付していますので、審査のために一定のお時間を頂戴するのはやむを得ないこととしてご理解を賜っているところです。

次の検討項目として上がってございます窓口の受付交付時間、場所の拡充ということになっております。都道府県のほうで発給事務をやっていたいていますと申し上げましたが、平成16年以降は都道府県から市町村に再委託という形で申請の受付等交付事務をお願いすることもできるような制度設計に変えています。こちらは法制度を変えまして、平成16年以降は市町村でもできるような形になっています。ただ、どの市町村さんでパスポートの申請受付・交付をやるのかというところは、やはり外務省としては各都道府県さんに「その市町村はちょっと足りていないみたいだから、窓口をふやしてくださいよ」などは申し上げられないものですから、そこは地方自治の大原則に則って、行政コストであるとか、住民の方の利便性の関係で、どこに窓口を開けばいいのか、どの時間からやればいいのか。もう一度申し上げますけれど、そういったことも含めて、各都道府県のほうで主体的にお決めいただいている。自主的に、かつ自立的にそこはお決めいただいているというところでもあります。外務省として、片一方から指導であるとか助言であるとか、そういったことができる体制になっていないということをご理解賜れば幸いです。概ね今は時間としては9時から16時、17時頃までという形で各窓口はやっていると思うのですが、市町村、あるいは都道府県によっては早朝、あるいは夕方、土日にも受付・交付を業務としてやっていたいているところもあるようです。受付・交付の場所ですけれども、参考までに申し上げますが、日本中で旅券の申請と交付のできる場所、直近の数字で申し上げますと1,100カ所以上です。市町村レベルの窓口、都道府県レベルの窓口を合わせた数で、1,100カ所以上です。これもひとえに各都道府県とどちらに窓口を開くのがいいのか、どれぐらいの数をやると行政コストとの意味合いでいいのかということを検討いただいている結果だと承知しています。

それで、パスポートの申請・更新手続きの簡素化でございます。こちらは今日の毎日新聞などにも出ていましたけれども、旅券というのは、ずっと使い続けていますと、国際的な標準であるとか、スタンダード、旅券に求められるセキュリ

ティであるとか、偽造防止のための技術、どんどん追い付かれてきてしまいます。不正を防止して信用性の高い旅券を出すというのが我々行政庁としての最大の努めだと思っております。

もちろんそれと表裏の関係になっているのですけれども、行政サービスという形で、お使いいただく国民の皆様にとってどれだけ使いやすく、かつ取りやすく、しかもそれを低コストでご提供できるかというところの関係かと思えます。そういったところを何年かおきに我々は検討しています。率直に申し上げれば、大体5年とか7年とか、それぐらいの周期になろうかと思えます。以前ICチップの入った旅券を出させていただいたのは平成17年から18年にかけてです。それからもう9年、10年ですか。最近は、昨年などもマイナーチェンジというか、ICチップのセキュリティを上げたりとかというのは随時やっているのですけれども、そういった発給体制も含めて、やはり今後、冊子も含めて新しく設計開発もやっていかなければいけないということで、新しい旅券の設計開発の検討に着手しています。その際に旅券・パスポートのデザインだとか使用方法、そういう詳細を検討していく中で、さらに手続きの簡素化を図っていければというふうに考えています。もちろん今の制度は常に最善だというふうに申し上げると制度自体も硬直化してしまいますし、そういった不具合を見直しつつ、かつセキュリティも上がって、非常に使いやすく、どこの国でもすぐに行けるような、そういった旅券をつくっていきたいと考えています。

2. 旅券申請書入手方法のWEB化について

旅券申請書については、現在市区町村の窓口や旅券センターでしか入手ができない。地理的・時間的に制約を受けて不便である。そこで、旅券申請書のWEB化による、利便性向上に取り組まれない。

【回答】

旅券申請書方法について、現在は市区町村の窓口、旅券センターでしか入手できないということで、地理的・時間的制限を受けて不便なので、旅券申請書のWEB化により利便性向上に努めてはどうかというご要望でございます。これまでも国民の皆様より非常に多くご要望をいただいております。外務省としては、皆様方のニーズに対応するとともに、旅券の発給業務のさらなる合理化というところをめざしまして、電子形式の旅券申請書、通称ダウンロード申請書と私どもは申しており、検討を開始しています。具体的には、本年、実は2月9日から3月6日までの1ヵ月間、国内2拠点、そして在外公館2拠点、合計4ヵ所で試験運用、これは実際に電子形式の申請書を用いていただいた上で旅券を申請いただいたという形のものですが、試験運用を実施していて、一定程度の手応えを得たと

いうふうに考えております。一方でその試験運用に際して、運用面であるとか、それから技術的な側面で解消すべき課題なども明らかになってございますので、今後はそういった課題を一つ一つクリアしていきながら、具体的にダウンロード申請書の本格運用に向けて、検討を引き続き実施していきたいというふうに考えております。

3. 日本人渡航者による観光ビザ免除の対象国拡大について

国際交流拡大の観点から、相手国との協議にもよるが、今後も観光需要の拡大が見込まれるミャンマー・インド・カンボジア・ロシア・ブラジル等の日本人の観光ビザ免除対象国拡大に向けた取り組みが必要である。対象国拡大に向けた取り組み状況を明らかにされたい。

【回答】

まずはミャンマーとカンボジアに絞ってご説明を申し上げます。

基本的にまず日本からミャンマーですとかカンボジアに行くときの、特に観光の面の観光ビザの査証は、今どちらの国も必要ということで、これを将来的に査証免除といいますか、査証なしで行っていただけるような形にできれば、もちろん日本からそれらの国に観光でより人が行きやすくなる、日本人が行きやすくなるということになりますし、またそれらの国の経済面でも、日本の方がたくさん来ていただいて、そこで観光を楽しんでいただく上で、その国の経済にもプラスの影響があるということはもちろん言えると思います。

ミャンマーからいきますと、観光ですと、やはり査証が必要な状況でして、シングルといいますか、マルチといいますか、複数回ではなくてシングルの査証しか今は取れないという状況にあります。私どもとしましては、日々の外交、ミャンマー政府との接触ですとか、あるいは総理大臣とか外務大臣のハイレベルの訪問がある場合には、向こうの大統領ですとか外務大臣に対して当然、今日本から観光で行くためには査証が必要となっているところを緩和してほしいということは、毎回機会があるごとに申し入れというものを行っていきまして、それが今お手元にお配りした例などで、会談がある場合に申し入れなどをやっているのですが、まずミャンマーから申し上げますと、今日本の方が観光でミャンマーに入国する際には査証が必要な状況で、しかもシングルのビザしかないという状況なんですけれども、最近の1年間の流れを見てみますと、ミャンマーの紙で一番上にお配りした日ミャンマー外相会談という、これは2014年、昨年8月にミャンマーで行われたものなんですけれども、そこで、これは観光ではないのですけれども、商用でマルチを先方が初めて認めてくれたきっかけになった会談です。ここでは商用査証についてマルチの査証というものを発行することを向こう

が決定してくれたということで通報がありまして、それを機会に、実はこれは商用で認めたといっても、まだ管理職の方しか商用でマルチ、複数回の渡航が可能になるようなものが得られていませんので、まずは商用で、管理職だけではなくて、ほかの方々も含めて、一律マルチで得られるように今働きかけというものを行っているところです。観光についてですけれども、この1ヵ月後の2014年9月からeビザというものが始まりました。これは何かといいますと、インターネットを通じて査証の申請を可能とするようなものが導入されまして、今までは観光で行こうと思った場合に観光の査証を取らなければいけないわけですが、大使館に行かなくても電子的なものを通じて査証の申請ができるようになったということで、一つ大きな一歩ではあるのですが、これを使ってもまだ観光についてはシングルのみということで、政府としてもなるべく観光でもマルチ化を取れるように働きかけをしていくというのが将来的な方向性ではありません。

ただ、1点ご留意いただきたいのは、査証の緩和を求める際に相互主義ということが言われておりまして、日本が緩和を求めるということは、ミャンマーも日本に同じだけの緩和を求めてくる。基本的にはそれが同じ条件の下で査証緩和を行うというのが一応原則になっておりまして、ミャンマーもこの原則に則っていますので、なかなかミャンマーを日本に受け入れるときのところで、まだ査証の要件というのはかなりリガク的なものが残っていますし、これは世界的に見ましても、先進国でミャンマーの一般の人が先進国に入国する際に査証を緩和している国はまだないのです。ですので、そこも少しずつ日本の受け入れのほうも状況を踏まえながら進めていくという面が、その難しさがあるという点をご留意いただければと思います。そこがミャンマーのところですよ。

では、カンボジアはどうかといいますと、カンボジアは今の状況をご説明しますと、観光でマルチ、複数回渡航が可能な状況というのができています。ただ査証は取らなければいけないということで、今どういう状況かと申しますと、2013年12月に、それより1ヵ月前に安倍総理のカンボジア公式訪問があったのですが、そこをきっかけとして、一般の方々が観光で行かれる際に、数次査証というもの、複数回、1回取れば何回か行ける数次査証というものが2013年12月から開始になりまして、今この瞬間ではマルチの査証の取得が可能になっています。これは観光ではないのですが、外交・公用パスポートという、政府の人間などが使うパスポートがあるのですが、その査証緩和というのが近く、今月中ぐらいを目途に開始予定でして、全体としてカンボジアとの関係でも査証緩和の流れはありますので、それを引き続き一般の旅券保有者の方の査証緩和という方向性にもつなげていければなと考えています。ただ、こちら原則として

相互主義ということがございますので、日本での受け入れを見ながらということになるのですけれども、カンボジアとの関係では 2014 年 1 月に航空協定署名を出しまして、今日は航空連合の方もいらっしゃっていますが、その航空協定、仮に今国会に今お願いしているのですけれども、それで批准がなされますと、もちろんこれは航空会社さんの判断にはなるのですけれども、直行便を飛ばす余地が生まれてきますので、その土台となる環境整備をしつつ、そういった面で観光という面もプロモートしていければと思っているところです。

インドは今現在日本人に対して観光ビザ、これは数次で、滞在期間 90 日で、申請内容によるのですけれども、基本 6 ヶ月間有効の数次査証を出してくれています。これは比較的柔軟な対応をしていると言える状況だと思えます。これに加えまして、2011 年にインドは日本を含む 5 ヶ国のみに対してビザオンアライバルと言いまして、到着時ビザの発給を開始しました。これはビザを取らずにインドの空港に行って、インドの空港でお金を払えば、日本人に対してはそこでビザを発給しますよという制度です。それは一応滞在期間は 30 日間で、日本で先に申請して取る数次ビザよりは条件が若干厳しいのですけれども、現地の空港で取れるということで、非常に観光者にとって利便性がよいということで、実際にこれを使う日本人の数というのは常に 1 位、2 位で、ふえ続けておりました。昨年、2014 年 11 月には日本を含む 43 ヶ国に対して観光ビザの到着時ビザをさらに簡素化しまして、電子発給制度というのを導入しました。これは日本からインドに行く前にオンライン上で申請をすれば、5 営業日かかるのですけれども、5 営業日前に申請をすれば、電子メールで渡航認証のメールが来まして、それを持ってインドに入ればビザが受けられるということで、大使館に申請しなくてもいいというものです。こういった形で、インドは日本に対しては最も緩和した形で対応してきてくれています。

ここに至るまでは、先ほどお配りしましたが、2013 年 5 月の首脳会談の際にも共同声明で到着時ビザの措置を歓迎する旨を伝えたり、また 2014 年 8 月の首脳会談におきましても、マーカーで線を付けた部分なんですけれども、インド側のさらなる緩和措置の検討をお願いし、こういった機会を通して随時働きかけてきた結果もありまして、ここまで現在緩和してきたというところがございます。

続けてロシアについて、簡単にご説明申し上げます。ロシアとの間では、いかなる理由であれ、我々日本人はビザを取って行かなければなりませんし、我々もロシア人に査証を、ビザを課しております。そうした中、もともと最近まで、両国のビザ制度を比較しますと、日本人がロシアのビザを取るほうが遥かに難しかった、遥かに要件が厳しかったという現状がございます。例えば日本側はロシア人に対して原則 4 営業日で査証を出しているのに対して、ロシア側は原則 20 労

働日、実際はもうちょっと短いことはあるのですが、先方としては一応それぐらいは検討し得るといふ制度であったりとか、一番大きな障壁と言われていたのがロシア内務省が発行する招待状で、これは用意する必要がございました。それはさすがに非常に厳しいということで、我々も長年にわたりまして、もう 2005 年からになるのですけれども、先方に対して首脳会談であるとか外相会談の機会があるごとに簡素化を求めてまいりまして、その結果、2012 年の 1 月にナバロフ・ロシア外務大臣が日本に来た際に日ロ査証簡素化協定というのを署名しております。これが翌 2013 年の 10 月に発効しております、これで日本人がロシアの査証を取るとき要件というのは、ざっくり言いまして、ロシア人が日本の査証を取るときとほぼ同水準まで緩和された。この協定は双方のことを規定しているような書きぶりにはなっているのですが、実質的には日本人がロシア査証を取るのを簡素化するための協定ということで、これを実現させたところでございます。その結果、例えば先ほど申し上げたようなロシアの査証の申請期間が 20 日から 10 日以内に短くなったりとか、数次査証の規定がこれまで 1 年だったのが 3 年になったり、あるいはロシアの内務省発行の招待状が不要になったり、そのかわり我々と同じように招待する人の期間の招待状が必要なんですけれども、内務省の認証とか、そういうものが要らなくなったという状況になっております。

それでも査証はそれなりに手続きが必要なのですが、これ以上の緩和ということになりますと、今度はまた先ほどから出ております相互主義ということで、なかなか難しい面があるというのが一つと、あともう一つは、現在の国際社会との連携という中であって、日本はさらなる査証の簡素化のための協議というのを、対ロシア制裁ということで、今一時停止の状態にあります。ロシアが現下のウクライナ情勢に対して前向きな態度を取ることで、それは我々としては再開の用意があるということですので、そうした日が来るためにも、それだけではもちろんないのでございますけれども、ロシアに対してはそういう積極的な働きかけを行っていくという考えでおります。

最後にブラジルについて説明させていただきます。日本とブラジルの間の査証の緩和に関する取り組みとしまして、まず 2012 年に観光ではないのですが、商用数次査証の覚書というものが発行しております、2012 年以降、ビジネスで行かれる方、短期で行かれる方についてはマルチビザが発行されるようになったということになっております。その翌年の 2013 年ですが、今度は外交公用パスポートの所持者に対して、こちらは査証免除が導入されております。その流れで、現在、日本とブラジルの間では、今現状はブラジル側は実は一方的な措置として日本側に数次査証、マルチビザを発給してくれているのですけれども、日本側はシングルエントリーのビザしか現状は発給していないという中で、数次査証を相

互に取り入れましょうという取り組みをここ2年ほど協議しておりまして、昨年安倍総理がブラジルを訪問された際の首脳会談でも、日本としてブラジルに数次査証の導入をしますという方針については表明しております。その後、今は実際にいつから数次査証の発給を始めるかという手続き的な導入のところを関係省庁さん、主に法務相さんと警察庁さんと調整しているというところで、まずはその数次査証を相互にやりましょうということを進めているところです。査証免除ということになりますと、その次の段階ということになりますので、この数次査証を導入して経過も見つつ、ブラジルということで、犯罪や不法滞在に対して若干丁寧に説明していかなければならないという筋もありますので、それも見つつということになるのかなというところがございます。以上です。

【質疑・応答】

【質問】 パスポートの減免で意見がありますが、今まで実は我々は観光庁さんを通して同様のお願いを何度もさせていただいておりまして、平成26年度の若者旅行振興連絡会という観光庁さんの行われた会議の中で、若年層のパスポートの取得に関わる費用の割引や免除を行った場合に、観光に対してどのぐらいの効果があるのかということについて、検討の余地があるという旨の記載がされております。今まで確かに平等なのかどうなのかという部分も確かにあると思いますけれども、過去にも例えばエコカー減税という、エコにつながるのかどうかわかりませんが、車なり電気なりのところでいろいろな割引がされてきましたが、やはり車を買える方、贅沢な家電を買える方、お金持ちの方しか買えない施策だと思っております。観光立国を日本としてめざすということであれば、これからどんどん人口減少社会に入っていきますし、当然複数回行っていただかないとツーウェイツーリズムは成り立たない状況になると思いますので、ぜひ、平等ではないということは重々承知はするのですが、そういったものがどのぐらい効果があるのかというのをぜひ検討していただいて、導入についての検討していただきたいと思っています。私からは以上です。

【回答】

減額措置ということでパスポートをあげていただいているのですが、パスポートを1回取って5年間、あるいは20歳以上の方ですと10年が取れるかと思うのですが、10年間ずっと使い続けられるということです。その結果、それを免除することで海外渡航優遇施策になるのかどうか、どのぐらいの効果があるのかというのはもちろんこれから検討していかなければいけないだろうとは思いますが、実際に相互理解の促進につながるために、お若い方の海外渡航をより積極的にやっていただくというならば、もちろん例えばなんですけれども、旅行ご

とに複数回使えるような措置のほうがいいんじゃないかという声も耳にしたりはします。例えば空港使用料の免除であるとか、燃料サーチャージといった部分などもあるんじゃないかという声は時々聞かれはします。パスポートはご存じかと思いますが、一回取ってしまうと、それで何度も何度も使えるものですから。しかも今は結婚して名前が変わっても、その都度切り替えるという制度も導入してございますし、なかなか本当にそれがどれぐらい効果があるのだろうというところには、我々も研究していかなければいけないとは思っておりますけれども、何ともそこは。平等性という観点で、やはり手数料というお金の話になってまいりますと、なぜ20歳未満のやつが26歳までになったのか、27歳は何とかならないのか、そういったことをおっしゃる方も中にはいらっしゃいますので、そこら辺の説明をうまくどなたに対しても説得できるような材料がないとなかなか難しいのかなというのが、かなり検討した結果でございます。

【質問】 ご答弁いただきまして、ありがとうございます。私からは3のところであります。今各地域からのご回答をいただいたということで、取り組み状況についてはまず理解させていただいたというふうに思っています。

ツーウェイツーリズムの観点でいきますと、今インバウンドの部分でいくと、プロモーションの対象市場は今年20市場ということで、要は訪日外国人客を日本に招くということで、重点的にプロモーションを行っているというふうには聞いております。今日伺った内容でいきますと、今後その重点市場が、既に査証の緩和が進んでいるところもありますし、そうでないところもあるとは思っておりますけれども、そういったところで行くと、相互主義というところをベースにした形で、今後その20カ国のところが順次といいますか、できていないところに関しては、ビザの緩和に向けた取り組みが少なからず行われていくものであるというイメージを持っているのですが、その認識で温度差がないかどうかだけ確認をしたく、お伺いさせていただきます。

【回答】

それは各国、各地域によって違い、一概にこうと答えられませんが。

取りまとめというのは、まだないですね。ただ、おっしゃったように、相互主義も含めて、各国ごとに適度な度合い、過度に規制的でもなく、あとは守るべきは守るというような政策で、適度なところを探っていくという中で簡素化していくということだと思います。

【質問】 時間がないので、端的に質問だけ。1 ですけども、先ほど諸外国と比べてもおっしゃっていたのですけれども、10 年旅券みたいなのが 20 歳以上、20 歳未満のケースというのは少ないということなのかどうなのかという諸外国の例と、2 番の WEB 化について、運用技術面の課題もあって、そういうのを継続していくということは、いつ頃を目標に検討されて、どのぐらいの大きさの課題なのかということと、事細かにはご説明いただけないと思いますけれども、いつ頃を目標にしているのかということと、戻るのですが、先ほどのご説明は、偽造の技術が年々追い付かれてしまうみたいなことと、申請・更新手続きの簡素化は何か関係があるのか。いまいち答弁がうまく理解できなかつたので、我々が言っている申請・更新手続きの簡素化ということと、偽造されないように、追い付かれてしまうので、それはそれでパスポートを見直さないといけないという話とのつながりがよくわからなかつたので、そこを教えていただければ。

【回答】

諸外国の例ということで、具体的な国というのは、そういう意味で今お答えする材料はないのですが。パスポートの申請・更新手続きの簡素化のところ、今我々は新しい旅券の開発云々のご説明をさせていただいたところですが、その制度そのものを少し変えるということで、例えば申請・更新手続きを簡素化できるということはあるかもしれないのですけれども、むしろ今やっているパスポートの申請から更新に至るまでの過程の中で、我々が一番手間取っているというか、時間をかけなければいけないところというのは、本人確認と言われているところです。本人確認とは何なのかということ、まさに今日の前にいる申請者の方が誰の誰さんであるということが確実に確認できるかどうかというところの 1 点がまず大きくかかってきます。そのため、旅券では申請の際に代理でエージェントさんなどがパスポート申請できても、交付のときにはご本人が必ず来てくださいという形で、少なくとも申請または交付のときに一度はご本人が窓口に行って、確認をしていただいているような形になっています。これはまさに不正防止のために欠かせない一つのプロセスになっているとご理解いただきたいです。そのためには戸籍謄・抄本をお願いしているところなのですが、それでは今後、新しい旅券の設計開発の中でどうかかってくるかということですけども、今後、旅券の申請とかをする際には、おそらく今ある旅券そのものの制度設計を変えれば、当然申請の手続き等も全面的にトータルで見直すということは不可避だと我々は考えております。その中で、例えば来年から発行される個人番号カードなどはどういうふうに活用できるかの研究を進めているところでございます。例えば個人番号カードを持ってきていただければ、それで即座にその場でご本人であると確認できれば、当然それによって今までやっていた本人確認手続きとかも随分簡素化できるのではないかという意見もい

ただいていますし、少なくとも来年個人番号カードというものが出てくれば、当然それは今ある本人確認書類の一つとしてみなし得るわけですから、それと同列に扱って時間短縮ができるのではないかと、そういった部分がございます。もし個人番号カードというものが例えば戸籍謄・抄本と紐付けができるようなことができれば、これは先ほどの三つ目でございますように、本人が申請した場合の即日発行もできるのではないかとこの発想もでございます。もちろん即日発行となりますと、どこでパスポートを受け取るか。今は冊子自体は国立印刷局さんで印刷するのですけれど、各都道府県のところに配布され、つくる際に、当然顔写真であるとか、本人の署名とかは入っていないで、これが各都道府県にあって、申請いただいてそれに書き込んでいただく形なんですけれども、今は例えばパスポートの作成機自体が不具合を起こしたときに、やはりそれを直すのに数時間かかったりするので、それをじゃあ1カ所にまとめてできないか、あるいは集中的にできないかというのがあります。そういった制度面、あるいは作成とか技術的な面、あと法制度面、そういったものを全部歩みを一致させた上で進めていかないと、なかなか申請・更新手続きの簡素化というのはいまうまく回らないという向きがございます。そこをちょっとご理解いただければと思うのですけれども。それと併せて、当然パスポートのセキュリティも上げるということになれば、私どもも先ほど来ご説明しておりますが、パスポートのセキュリティというものの確保と、あとはご使用いただく皆様の利便性の向上にもつながりますし、ひいては、その上でかつコストまで下げられるのではないかと、トータルで見直していくことはやはり不可欠だという結論でございます。

申請書のWEB化についてですけれども、試験運用における課題として、運用面、技術面のご指摘がありました。まず運用面の点に関しては、これは物理的に、今ご承知のとおり旅券申請書というのは裏表1枚のものなんですけれども、これは一般の方にダウンロードでお使いいただくに際して、裏表1枚ですと、やはりなかなかつくれない方などもいらっしゃることに配慮して、紙2枚の形状になります。非常に物理的な話で、そういったお話がございまして、これはなかなか旅券の作成拠点、さっきからお話に出ておりますとおり、首都圏にございます発給の多い事務所などでありますと、こういった小さな差異という部分が旅券の申請業務、審査業務に与えるインパクトはなかなか大きゅうございまして、それが導入されたからといって過去記載にある旅券を出していいというわけでは当然ないわけですから、そういった運用面における、物理的にそういった言うならば今までと比べれば異なるものが入ってきた段階においても、間違いなく旅券が作ることができるというような、まず人間面における習熟であるとか、あるいはそれに関わる技術的なサポートであるとかというところは十分にした上でこういったものやっつけていかないと、結局う

まく回らないことになるだろうなという結果が一つわかってございます。そういった課題を確実にクリアしていくためにはしかるべく時間が必要だと思っております、いつというところなんです、そういった性質の話なので、なかなかいつというところは現段階において明示することができないのは残念なのですが、他方で試験運用においては、一般の皆さんからの需要といいますか、これは誠に1ヵ月間という限られた期間において、かつ限られた拠点においてやるといったところもあつたので、大々的に広報することが物理的にできなかったのですが、にもかかわらず、結構な皆さんが使っていたところがありますので、こういったニーズの高さを踏まえて、私どもとしては、せっかく開発しているものでございますので、早期に使っていただけるように頑張っていきたいと思っております。